

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	54	所管課	企画財政部財政課
実施項目名	使用料・手数料の適正化			
現状	<p>公の施設の使用料は、利用者からのサービスの対価として負担をしていただいているが、使用料の算定方式やその見直しの時期を定めた統一的なルールがない。また手数料についても、長年据え置かれているものがある。</p>			
課題	<p>受益と負担の公平性の観点から、市民の理解と納得を得られる統一的な基準を定める必要がある。</p>			
具体的な取組内容	<p>①使用料については、公共施設評価及び維持管理適正化計画との整合性を図り、継続して保有する施設について、算定方法を明確にした基準を定める。 ②手数料については、使用料の算定基準に照らすとともに、他都市等との比較を行い、適正な金額設定を行う。</p>			
期待される効果	<p>・受益者負担の適正化、自主財源の確保</p>			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①使用料算定基準の制定		準備	実施	⇒
②手数料の適正な金額設定				実施
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	△	【①使用料算定基準の制定】 公共施設評価及び維持管理適正化計画との整合性を図りながら、算定方法を明確にした基準を定めるため論点を整理、検討中。	
	最終	△	【①使用料算定基準の制定】 他市の取り組み事例を参考に作成した、「公の施設の使用料算定基準(素案)」の内容等について検討を行った。 また、平成26年4月の消費税率改正に合わせた使用料・手数料等の見直しを実施(平成26年3月議会において、関係する条例改正を行った)。	
26年度	中間	△	【使用料算定基準の制定】 前回の他市の取り組み事例の調査以後に、消費税率改定が行われたことから、今回新たに「公共施設使用料の改定について」「手数料の改定について」という内容で、中核市に対して照会を行った。 その結果を参考にして、公費負担割合、減価償却費のコスト参入、同種施設又は個別施設ごとの算定、激変緩和措置、外部審査のあり方等の考え方について、再度検討を行い、年度内の財政課としての基準の草案づくりに取り組む。	
	最終	△	【使用料策定基準の制定】 使用料基準の基本的な考え方をまとめ、2月に二役へ報告を行った。その際、今後の進め方についていくつか案を提示したが、外部有識者等を交えた検討委員会を組織した上で基準を策定する修正案が採用されたことから、結果的に今後のスケジュールが見直されることとなった。 修正後のスケジュールに従い、2月末に施設所管課へ基本的な考え方についてのアンケートを行い、意見の集約を行った。	
27年度	中間	△	【使用料算定規準の制定】 平成26年度整理した「使用料基準の基本的な考え方」について、①使用料を設定する施設、②使用料算出の基本的な考え方、③受益者負担割合の3項目について変更し、「使用料算定基準(素案)」を作成した。	
	最終	○	【使用料算定基準の制定】 11月、庁内関係各課あて使用料算定基準(素案)及び負担割合分類表(素案)に対する意見聴取を実施し、1月、庁内関係各課を召集し使用料設定基準(案)の説明会を実施した。 2月、宮崎市行政改革推進委員会にて「宮崎市公共施設使用料設定基準(案)」について意見聴取を実施し、同19日、「宮崎市公共施設使用料設定基準(案)」を策定し、パブリックコメントを募集した。	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	55	所管課	税務部納税管理課
実施項目名	市税の収納率向上			
現状	長引く景気低迷のもと、市税などの自主財源を確保することが、厳しい状況になっている。現年度の収納率は97%台を維持しているが、滞納繰越分は20%程度になっている。			
課題	納税者間の公平性の確保や、歳入確保を図る必要がある。			
具体的な取組内容	<p>①現年度分滞納整理の早期着手(財産調査の徹底、早期差押の実施) ②進行管理の徹底による高額滞納の圧縮(差押の強化及び充当額の増加) ③コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討</p> <p>【現年度収納率】 H25: 98.00% H26: 98.05% H27: 98.10%</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分収入未済額を減少させることにより、次年度への滞納繰越額を減少できる。 ・滞納繰越額を減少させることにより、現年度への対応が充実する。 ・安定的な財源確保が期待できる。 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分滞納整理の早期着手 (財産調査の徹底、早期差押の実施)		実施	⇒	⇒
進行管理の徹底による高額滞納者の圧縮 (差押の強化及び充当額の増加)		実施	⇒	⇒
コンビニエンスストア納付可能期間の 延長検討		検討	⇒	実施
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>9月末時点の現年度収納率58.08%（前年度比1.18ポイント増）</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月預金・生命保険の一斉照会、9月に給与の一斉照会を実施した。 ・9月に現年度分未納者への催告書を発送した。 <p>①軽自動車税のみ滞納 ②現年度滞納額1万円未満 ③現年度滞納額1万円以上。</p> <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月に滞納額70万円以上の案件について課長ヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 <p>【コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備中(情報収集中)
	最終	○	<p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に現年度分のみ滞納者に対して特別催告書を発送。11月には現年度軽自動車税滞納者に対して、1月と3月には現年度分のみ滞納者に対して、また11月と2月には過年度分の滞納もある現年度分滞納者に対して差押予告書を発送した。 ・現年度滞納者に対する早期催告や債権差押による積極的な滞納整理の結果、現年度収納率98.60%（前年度比0.45ポイント増）となった。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に滞納額50万円～70万円の案件について課長補佐・特整係長ヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 ・滞納額70万円以上の案件について、課長ヒアリングによる滞納整理の方針に基づき、高額滞納案件224件の内95件について整理をすることができた。 ・滞納額500万円以上の案件について、10月、3月に部長ヒアリングを実施し、高額案件38件の内10件が完結した。 ・滞納繰越分の収納率は31.71%(前年度比8.48ポイント増)となった。 <p>【コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム再構築における検討を行った。

26年度	中間	○	<p>9月末時点の現年度収納率58.65% (前年度比0.57ポイント増)</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の納付相談では納期内納付の指導に努め、滞納繰越分の納税相談では現年度分との並行納付の指導に努めた。 ・5月～8月の毎月預金・生命保険の一斉照会、7月に給与の一斉照会を実施した。 ・9月に現年度分未納者への催告書を発送した。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に滞納額70万円以上 (特別整理案件については500万円以上) の案件について、9月には滞納額50万円～70万円 (特別整理案件については300～500万円) の案件について課長ヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 <p>【コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム再構築において検討中
	最終	○	<p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分のみ滞納者に対して11月・1月・3月に差押予告書を発送した。 ・軽自のみ滞納者について1月に預金照会を行い、これによる差押えを実施した。 ・給与収入のある滞納者について11月に給与一斉照会を行い、これによる給与差押えを実施した。 ・現年度滞納者に対する早期催告や債権差押えによる積極的な滞納整理の結果、現年度収納率98.70%(前年度比0.10ポイント増)となった。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に70万円以上、11月に50-70万円案件の課長補佐によるフォローアップヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 ・滞納額70万円以上の案件について、課長ヒアリングによる滞納整理の方針に基づき、高額案件212件の内85件について整理をすることができた。 ・滞納額500万円以上の案件について10月、3月に部長ヒアリングを実施。高額案件20件の内2件が完結した。 ・滞納繰越分の収納率は23.52%(昨年度は2億1千万円の高額滞納案件の納付があったことから本年度は前年度比8.19ポイント減)となった。 <p>【コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム再構築において検討を行い、H27年9月から当初納付書以外の再発行納付書・一次催告書・督促状・口座不能通知書についてもコンビニ納付を可能とし、また、当初納付書についても納付期間を14日以内から20日以内へ延長することとした。

27年度	中間	○	<p>9月末時点の現年度収納率58.63%（前年度比0.02ポイント減）システム再構築のための作業に人及び時間を費やしたことで、催告や給与の一斉照会が当初予定のとおりには実施できなかった。</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度のみ滞納者で、督促状を発しても未納である場合一次催告書を一齐送付した。 ・現年度分の納付相談では納期内納付の指導に努め、滞納繰越分の納税相談では現年度分との並行納付の指導に努めた。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に滞納額70万円以上（特別整理案件については500万円以上）の案件について課長ヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 <p>【コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで当初納付書のみがコンビニ取扱いの対象であったが、9月24日の新システム稼働に伴い、督促状や口座振替不能通知書・一次催告書・再発行納付書もコンビニでの取扱いが可能となり、コンビニ納付の利便性が向上した。
	最終	○	<p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に現年度軽自動車税滞納者に対して差押予告書を発送した。 ・現年度分と滞納繰越分の合計滞納額が10万以上の滞納者に対し11月に差押予告書を発送。12月には、5万から10万以下の滞納者に対し差押予告書を発送した。 ・給与収入のある滞納者について10月に給与一斉照会を行い、これによる給与差押を実施した。 ・現年度滞納者に対する早期催告や債権差押による積極的な滞納整理の結果、現年度収納率99.07%（前年度比0.37ポイント増）となった。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に70万以上（特別整理案件について500万以上）の案件について課長によるフォローアップヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 ・滞納額70万円以上の案件について、課長ヒアリングによる滞納整理の方針に基づき、高額案件98件の内42件が完結した。 ・滞納額500万円以上の案件については、高額案件22件の内11件が完結した。 ・滞納繰越分の収納率は、28.72%（前年度比5.20ポイント増）となった。 <p>【コンビニエンスストア納付可能期間の延長検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初納付書のコンビニ納付期間がH28年度から14日以内から20日以内に延長。新システム稼働に伴い、督促状や口座振替不能通知書・一次催告書・再発行納付書もコンビニでの取扱いが可能になり、コンビニ納付の利便性の向上とともに使用期限の制限で収納率アップにつながった。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
25年度	現年度課税分については、コンビニ収納等による納期内納付を推進し、滞納者に対しては早期催告や積極的な滞納整理を行い、過去最高の収納率となった。 また、過年度滞納分についても高額案件の滞納整理を積極的に行い収納率向上に繋がった。					
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		
	26年度	現年度分の納税相談においては安易な分割納付とならないよう納期内納付を推進し、給与照会や給与差押に力を入れた滞納整理を行い、過去最高の収納率となった。 過年度分についても高額案件の滞納整理を積極的に行い、収納率向上に努めた。				
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度	現年度分の納付相談は、昨年に引き続き分割納付を認めず期限内納付に徹し、預貯金や給与差押に集中した滞納整理を行った結果、収納率の向上に繋がった。					
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	56	所管課	税務部納税管理課
実施項目名	全庁的な収納対策の強化			
現状	市税をはじめとする自主財源の確保は、本市の財政運営上非常に重要であり、納税者間の公平性を確保する観点からも、さらなる収納対策の強化が必要である。			
課題	市が保有する債権は多種多様で、自力執行権の有無や時効期間などがそれぞれ異なるため一律に取り扱うことが困難であり、各債権担当課における徴収事務も複雑化している。また、自力執行権の無い私債権等については、裁判所による債権回収を進めていく必要がある。			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①高額・困難案件への徹底した対応(搜索、公売) ②私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 ③生活再建型滞納整理の推進 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率の向上 ・滞納繰越案件の整理促進 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①搜索及び差押財産の公売実施		実施	⇒	⇒
②各課における私債権等管理状況の把握と滞納整理支援		実施	⇒	⇒
③徴収事務担当者の技術力向上等による多重債務者掘り起こしの強化		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	自力執行権…市税及び一部の債権は裁判所の判決を経ることなく、市自ら強制的に徴収することができる。これを自力執行権といい、国税徴収法の規定により滞納処分をすることができる。			

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【収納対策本部の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議において、今年度の各課目標収納率、各課収納対策実施計画を設定した。 ・収納対策本部所管債権の8月末現在の収納率は43.51%（前年同月比+1.65pt）。 <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に宮崎税務署職員による滞納整理研修を実施した。（参加者32名） ・6月と9月に不動産公売を実施した。（6月物件7件、9月物件7件） <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。（国税：移管47、返還18 介護保険料：移管69、返還0、保育料：移管52、返還5） ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて担当会議及びヒアリングを実施し、債権管理状況の把握、助言、指導を行った。 <p>【生活再建型滞納整理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建型滞納整理実績は、9月末現在で弁護士誘導が21件、市税への充当額が約1,800万円となっている。また多重債務者掘り起しのための研修を3回実施した。
	最終	○	<p>【収納対策本部の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理計画の進行管理や各債権所管課間の情報交換を行った。3月20日の収納対策本部会議において「平成26年度収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の収納率は87.81%（前年比+1.05pt） <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度4回の捜索を行い、動産496点を差し押さえた。 ・差押動産のインターネット公売を11月と2月に実施した。21品を出品し、市税へ1,760,197円を充当した。 ・不動産公売会を上半期に引き続き、11月（宮崎県と合同）、12月、3月に実施。本年度44件出品し、57,519,702円を市税へ充当した。 <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い適宜処理した。（国税：移管0、返還25 介護保険料：移管83、返還57 保育料：移管97、返還83） ・公課私債権等の所管課に対して、6～7月に実施したヒアリング後の債権管理進捗状況を確認するため、1～2月にフォローアップヒアリングを実施した。 ・私債権等の所管課に対して、12月に法的措置検討状況調査を実施し、対象案件が提出されたものについて、法的措置が妥当かどうかの第一回検討会を2月に実施した。 <p>【生活再建型滞納整理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建型滞納整理（多重債務者対策）については42件の弁護士誘導を行い3,220万円の過払い金を市税等に充当した。（平成21年度からの累計では439件、約2億1,926万円）

26年度	中間	○	<p>【収納対策本部の取組】 ・収納対策本部会議において、今年度の各課目標収納率、各課収納対策実施計画を設定した。 ・収納対策本部所管債権の8月末現在の収納率は43.41%（前年同月比-0.03pt）。</p> <p>【高額・困難案件への徹底した対応】 ・6月と9月に収納対策専門員による滞納整理研修を実施した。 （参加者数：124名（6月62名、9月62名）） ・6月と9月に不動産公売を実施した。 （6月物件10件、9月物件19件）</p> <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金の取扱いについて運用を見直し、関係各課において情報共有を図ることとした。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。 （国保税：移管0、返還6 介護保険料：移管0、返還1、 保育料：移管0、返還1） ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて担当者会議及びヒアリングを実施し、債権管理状況の把握、助言、指導を行った。</p> <p>【生活再建型滞納整理の推進】 ・生活再建型滞納整理実績は、9月末現在で弁護士誘導が4件、市税への充当額が約536万円となっている。また多重債務者掘り起しのための研修を3回実施した。</p>
	最終	○	<p>【収納対策本部の取組】 ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理計画の進捗管理や各債権所管課間の情報交換を行った。3月19日の収納対策本部会議において「平成27年度収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権のH27年4月末現在の収納率は88.18%（前年同月比+0.64pt）。</p> <p>【高額・困難案件への徹底した対応】 ・本年度5回の検索を行い、動産71点を差し押さえた。 ・差押動産のインターネット公売を2月に実施した。全71品落札され、585,071円を充当した。 ・不動産公売を実施した（年6回：計76件）。うち、落札14件、20,761,713円を充当した。</p> <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金の取扱いについて運用を見直し、関係各課において情報共有を図ることとした。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。</p>

(国保税:移管0、返還8 介護保険料:移管26、返還62 保育料:移管0、返還7)

・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて実施したヒアリング後の債権管理進捗状況を確認するため、2月にフォローアップヒアリングを実施した。

【生活再建型滞納整理の推進】

・再建型滞納整理実績は、弁護士誘導を6件実施し、市税への充当額は約1,400万円であった(平成20年度からの累計では447件、約2億3,342万円)。

	中間	<p>【収納対策本部の取組】 ・収納対策本部会議において、今年度の各課目標収納率、各課収納対策実施計画を設定した。 ・収納対策本部所管債権の8月末現在の収納率は44.69%(前年同月比+1.28pt)。</p> <p>【高額・困難案件への徹底した対応】 ・7月と9月に収納対策専門員による滞納整理研修を実施した。 (参加者数:72名(7月40名、9月32名)) ・6月と9月に不動産公売を実施した。 (6月物件18件、9月物件17件)</p> <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金の取扱いについて運用を見直し、関係各課において情報共有を図ることとした。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。 (国税:移管0、返還6 介護保険料:移管0、返還3、保育料:移管0、返還0) ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて担当者会議及びヒアリングを実施し、債権管理状況の把握、助言、指導を行った。</p> <p>【生活再建型滞納整理の推進】 ・生活再建型滞納整理実績は、9月末現在で弁護士誘導が3件、市税への充当額が約48万円となっている。また多重債務者掘り起しのための研修を2回実施した。</p>
27年度	最終	<p>【収納対策本部の取組】 ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理計画の進行管理や各債権所管課間の情報交換を行った。3月16日の収納対策本部会議において「平成28年度収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は78.87%(前年同月比+0.91pt)。</p> <p>【高額・困難案件への徹底した対応】 ・本年度9件の捜索を行い、動産134点を差し押さえた。 ・差押動産のインターネット公売を3月に実施した。全43品落札され、291,502円を充当した。 ・不動産公売を実施した(年6回:計69件)。うち、落札10件、15,008,700円を充当した。</p> <p>○ 【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金の取扱いについて、関係各課において情報共有を図り他課に充当するなど滞納整理を行った。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。 (国税:移管0、返還6 介護保険料:移管0、返還11 保育料:移管0、返還1) ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて実施したヒアリング後の債権管理進捗状況を確認するため、2月にフォローアップヒアリングを実施した。</p> <p>【生活再建型滞納整理の推進】 ・再建型滞納整理実績は、弁護士誘導を6件実施し、市税への充当額は270万円であった(平成21年度からの累計では450件、約2億3,612万円)。</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)			
25年度	現年度分の徹底した催告、預金や生命保険等の債権差押を積極的に取り組んだ。また、不動産公売において公売に掛ける物件数や公売回数を増やすなど、差押財産の換価を強化したことが収納率の向上に繋がった。(不動産公売H24年度2回9件→H25年度5回44件)				
	効果額内訳	不要額		積算内訳	
		必要額		積算内訳	
26年度	4月から採用した収納対策専門員による滞納整理研修等の実施により、高額・困難案件への対応を徹底した。また、換価後の残余金の取扱いについて運用を見直し、関係各課において情報共有を図るなど、私債権等の所管課への支援を実施した。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳	
		必要額		積算内訳	
27年度	搜索を積極的に行うことで厳正な滞納処分に取り組んだ。また、差押動産のインターネット公売により、高額・困難案件に対するアナウンス効果を図った。さらに、新システム稼働により、国保・介護関係課との情報共有ができ収納率の向上に繋がった。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳	
		必要額		積算内訳	

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	57	所管課	税務部市民税課
実施項目名	課税の適正化による自主財源の確保			
現状	住民税の賦課は、国税・住民税の申告書や給与支払報告書の課税資料などにより行っているが、これらの資料だけでは、適正な課税は達成できない。			
課題	各種控除適用の誤り、所得の申告漏れに関する調査の実施に当たっては、より公平で公正な課税を実現するために、効率的で効果的な方策を追求する必要がある。			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当初課税後、 ①実効性の高い扶養実態調査を実施し、精査、捕そくにより各種控除の誤りを把握する。 ②法定資料箋(せん)による所得の申告漏れの調査を実施する。 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の漏れのない調査により、公平・公正な課税を確立する。 ・自主財源が確保できる。 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
扶養実態調査		実施	⇒	⇒
法定資料箋(せん)調査		実施	⇒	⇒
給与支払報告書未提出事業所等調査		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	法定資料箋(せん)：税務署に提出義務のある給与、報酬などの支払い調書			

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,196件で44,369,900円となっている。 <p>【法定資料箋調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定資料箋のなかで給与、報酬、配当の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績59件で737,700円となっている。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績79件で2,307,300円となっている。 	
	最終	◎	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績1,319件の48,884,100円となった。 <p>【法定資料箋調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績681件で17,542,500円となった。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績79件で2,307,300円となった。 	
26年度	中間	○	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,294件で49,093,800円となっている。 <p>【法定資料箋調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定資料箋のなかで給与、報酬、配当の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績90件で2,216,300円となっている。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績20件で1,199,400円となっている。 	
	最終	◎	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績1,384件の52,548,900円となった。 <p>【法定資料箋調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績599件で11,924,300円となった。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績25件で1,623,400円となった。 	
27年度	中間	○	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,081件で40,773,000円となっている。 <p>【法定資料箋調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定資料箋のなかで給与、報酬、配当の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績430件で6,313,200円となっている。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績42件で3,002,600円となっている。 	
	最終	◎	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績1,162件の43,788,300円となった。 <p>【法定資料箋調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績481件で10,760,600円となった。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終で課税実績42件で3,002,600円となった。 	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額	68,733 千円	積算内訳	
		68,733 千円	必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額	66,096 千円	積算内訳	
		66,096 千円	必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額	57,551 千円	積算内訳		
	57,551 千円	必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	58	所管課	税務部資産税課
実施項目名	償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施			
現状	固定資産税における償却資産については、事業者の申告により課税することになっている。個人事業者は、申告書の提出が少なく、未申告が多数存在すると推測される。一方、法人を含めて、提出された申告書に、記載の誤り等申告漏れがある。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・未申告の個人事業者や法人に対する申告指導 ・定期的な申告内容の精査が必要である。 			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①個人事業者への申告啓発活動を充実させる。 ②税務署調査による未申告法人への申告指導や、既申告で資産の申告漏れの疑いのある法人への修正申告指導を行う。 ③定期的に事業者から固定資産台帳を提出してもらい、照合を行う簡易調査を実施する。 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・申告件数の増と申告内容の精査を行うことによる公平・適正な課税の実現 ・税収の増による歳入の確保 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
個人事業者への申告啓発活動の充実		実施	⇒	⇒
税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導		実施	⇒	⇒
簡易調査		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動】 12月広報に掲載予定、市民税申告時にポスター掲載およびチラシ配付予定</p> <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 100件調査を行い内3件を再調査する。該当は1件の税額26,000円</p> <p>【簡易調査】(11月入力分まで) 調査対象件数……1,369件 実施件数……1,034件 更正件数……132件 税増額……3,647,046円</p>
	最終	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動】 12月広報に掲載予定、市民税申告時にポスター掲載およびチラシ配付 また、農業協同組合の青色申告会および商工会議所の広報に同封してチラシを配付した。</p> <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 100件調査を行い内3件を再調査する。該当は1件の税額26,000円</p> <p>【簡易調査】 調査対象件数……1,369件 実施件数……1,034件 更正件数……134件 税増額……4,080,197円</p> <p>※その他把握している未申告事業者等へ電話催告等を実施し、最終の申告件数は当初市長決定時の申告件数6,345件より1,535件増の7,880件となり、税額としては、当初納税通知書発送時より39,871,800円の増となった。</p>
26年度	中間	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動】 12月広報に掲載予定、市民税申告時にポスター掲載およびチラシ配付予定</p> <p>【税務署調査による課税対象となる個人の未申告事業者の抽出】 税務署の個人の申告書閲覧等により27年度の新規の課税対象者約800人を抽出し、申告書を発送予定</p> <p>【簡易調査】 調査対象件数……1,501件 実施件数……1,182件 更正件数……145件 税増額……9,448,034円</p>
	最終	◎	<p>【個人事業者への申告啓発活動】 12月市広報に個人向けの申告啓発の記事掲載、ラジオによる申告啓発実施</p> <p>【税務署調査による課税対象となる個人未申告事業者への申告書送付】 約9500人の調査の中から、免税点を超しそうな事業者791名へ申告書を送付……3月末個人新規事業者390人より申告有 税額……25,716,732円</p> <p>【簡易調査】 中間での数字と同じ</p>
27年度	中間	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動】 農業団体の機関紙に申告啓発チラシを折り込み配布する</p> <p>【税務署調査による課税対象となる個人の未申告事業者の抽出】 税務署の個人の申告書閲覧等により27年度の新規の課税対象者535人を抽出し、申告書を発送予定</p> <p>【未申告個人事業者への申告指導】 6月末に催告状を送付し、7月に各総合支所で申告受付及び相談を実施する……申告受付 41件 相談16件</p> <p>【簡易調査の実施】 調査対象件数……730件 実施件数……411件 更正件数……22件 税増額……2,138,747円</p>
	最終	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動】 12月市広報に申告啓発を掲載</p> <p>【税務署調査等による課税対象となる個人の未申告事業者の抽出】 個人事業者535人、26年度税務署調査のうち個人未申告事業者230人に申告書送付。その他、市民税課のデータより新規設立法人395件、家屋調査同行分84件、その他133件の合計1,377の新規事業者に申告書を送付。 ※26年度税務署調査による27年度新規個人事業者の申告実績 500件 税額24,926,573円</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
25年度	効果額内訳	不要額	2,720,669 千円	積算内訳	最終調定額	
	39,872 千円	必要額	2,680,797 千円	積算内訳	当初納税通知書時調定額	
26年度	効果額内訳	不要額	2,815,070 千円	積算内訳	3月調定額	
	57,901 千円	必要額	2,757,169 千円	積算内訳	当初納税通知書時調定額	
27年度	効果額内訳	不要額	2,829,553 千円	積算内訳	3月調定額	
	35,129 千円	必要額	2,794,424 千円	積算内訳	当初納税通知書時調定額	

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	59	所管課	地域振興部生活安全課
実施項目名	市営墓地管理の適正化(使用者特定率向上及び管理料徴収)			
現状	旧宮崎市域にある市営8墓地は、市墓地基本計画(平成17年3月策定)に基づいて、再整備事業を進めている。整備が終了した墓地から、順次管理料を徴収しており、平成25年4月から、新たに1墓地の管理料を徴収する。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・8墓地のうち、開設年が最も古いもので大正6年(1917年)となっているなど、使用者が不明になっている墓地が多い。 ・実整備墓地(2ヶ所)の維持管理に要する管理料については、一般財源から支出している。 			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①不明となっている使用者について、追跡調査等を実施して承継者を特定する。 ②使用者特定率がおおむね90%を越えた時点で、墓地整備を実施し、管理料を徴収する。 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者を特定することにより、管理指導や各種届出指導などの周知が図られる。 ・管理料の徴収によって、一般財源が削減される。 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用者の特定作業		実施	⇒	⇒
墓地整備		実施 (福島町・龍福寺)	⇒ (下原墓地)	⇒ (下原墓地)
備考 (用語の説明)	管理料徴収墓地: 22年度: 毛久・戸林・倉之町、24年度: 権現、25年度: 瀬頭、26年度: 福島町・龍福寺			

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【承継者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は10月末で82.8%。他の市営墓地を含め、引き続き使用者の特定作業を行なっている。</p> <p>【墓地を整備し管理料を徴収】 平成25年4月から瀬頭墓地の管理料徴収を開始した。 福島町墓地の整備状況。 ・整備工事設計業務委託を完了した。(8月30日) ・無縁墓改葬委託業務を完了した。(9月30日) ・土地鑑定評価業務委託を完了した。(10月11日)</p>
	最終	◎	<p>【承継者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は3月末で84.7%。他の市営墓地を含め、引き続き使用者の特定作業を行なっている。</p> <p>【墓地を整備し管理料を徴収】 平成25年4月から瀬頭墓地の管理料徴収を開始した。 福島町墓地の整備状況。 ・整備工事を完了した。(3月31日)</p>
26年度	中間	○	<p>【承継者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は9月末で82.2%。使用者の状況把握に努めるとともに承継手続きを推進するなど、引き続き特定作業を行なっている。</p> <p>【墓地を整備し管理料を徴収】 平成26年4月から福島町墓地の管理料徴収を開始した。</p>
	最終	○	<p>【承継者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は3月末で83.9%。使用者の状況把握に努め承継されない区画については、使用者の親族等の同意を得るなどして使用権放棄の手続を行った。</p> <p>【墓地の整備等】 下原墓地の無縁墳墓改葬事業に着手し、215区画の改葬・墳墓等の撤去を行った。</p>
27年度	中間	○	<p>【承継者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は9月末で78.6%。使用者の状況把握に努めるとともに、戸籍調査により判明した血縁者に対して文書照会するなど、特定作業を継続している。</p> <p>【墓地の整備等】 特定作業により特定率の目標達成が見込まれるため、整備の実施設計に着手した。</p>
	最終	○	<p>【承継者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は3月末で81.7%。使用者の状況把握に努め承継されない区画については、使用者の親族等の同意を得るなどして使用権放棄の手続を行った。</p> <p>【墓地の整備等】 下原墓地の無縁墳墓改葬事業に着手し、36区画の改葬・墳墓等の撤去を行った。</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度	使用者特定率の向上により、管理指導、各種届出指導などの使用者への周知が現在より容易になる。管理料徴収により、維持管理費用が受益者負担となる。				
		効果額内訳	不要額	9,337 千円	積算内訳	管理料収入2,707件
	9,337 千円	必要額		積算内訳		
	26年度	福島町墓地の管理料徴収を開始した。				
		効果額内訳	不要額	264 千円	積算内訳	H26管理料収入
	264 千円	必要額		積算内訳		
27年度						
	効果額内訳	不要額	3,333 千円	積算内訳	H27 管理料収入	
3,333 千円	必要額		積算内訳			

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	60	所管課	税務部国保収納課
実施項目名	国民健康保険税の収納率向上			
現状	本市の国民健康保険制度は、高年齢層の被保険者が大きな割合を占めるため、医療費の水準が高くなっている。一方で、所得水準が低いため、保険料負担が重く、その結果、収納率が低下しているなど、保険制度の財政基盤は構造的にもろくなっている。			
課題	国民健康保険制度の安定した財政運営と、被保険者の納付の公平性を確保するために、収納率向上を図る必要がある。			
具体的な取組内容	①新規滞納者に対して、コールセンターを活用した催告などの早期対応 ②滞納処分の実施(給与、預金、生命保険、不動産等の差押) ③夜間、休日納付相談窓口の開設 【目標収納率】 H25: 90.60% H26: 90.70% H27: 90.80%			
期待される効果	・国民健康保険制度の財政健全化 ・国民健康保険税負担の公平性の確保			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
コールセンターによる新規滞納者への催告		実施	⇒	⇒
滞納処分の実施(給与、預金、生命保険、不動産等の差押)		実施	⇒	⇒
夜間、休日納付相談窓口の開設		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△： 準備、検討 ○： 一部実施、方針決定 ◎： 実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>新規滞納者に対して、コールセンターを活用した電話催告を行い、早期の滞納整理を行った。また、預金を中心とした財産調査を大幅に増やして、徹底した滞納処分を行っている。その結果、9月末の収納率は、現年分31.15%と前年比で0.35%上昇した。</p> <p>今後も、預金、給与等の財産調査を行い、滞納処分を強化していくほか、コールセンターを活用した催告、夜間・休日納付相談窓口の開設、さらに徴収嘱託員の訪問指導等により、収納率向上を図っていく。</p>	
	最終	◎	<p>新規滞納者に対して、8月から5月までの期間、コールセンターを活用した電話催告を実施(総計8,861件)し、早期の納税指導を行った。また、12月、3月、5月の滞納整理強化月間に併せた催告書を発送するとともに、夜間・休日の納税相談窓口の開設を行い、滞納者に対する納税催告・指導を行った。(発送件数:11月19,705通、2月15,396通、5月14,997通)</p> <p>さらに、徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問による納税指導を実施するほか、財産調査の徹底に努め、預金照会を約7,000件余り実施するなど、滞納処分に積極的に取り組んだ。この結果、差押換価件数は昨年度の約2倍である1,155件となり、差押換価金額約6,800万円の滞納税を確保した。</p> <p>以上の取り組みにより、現年度分の収納率は前年度を0.36ポイント上回る89.95%を確保することができた。今後も期限内納付の指導に努め、滞納者へは適正な滞納処分を実施していく。</p>	
26年度	中間	○	<p>新規滞納者に対して、コールセンターの活用のほか、その後の訪問指導により、早期の滞納解消に向けた取組みを行っている。</p> <p>また、財産調査の徹底により、滞納処分の強化を図っている。その結果、9月末時点で、差押件数610件(前年180件)、換価金額5,552万円(同2,337万円)とも昨年度を大きく上回っている状況であり、今後とも厳正な処分を実施していく。</p>	
	最終	◎	<p>新規滞納者に対する早期の納税指導として、引き続きコールセンターを活用した電話催告を実施(8,074件)した。</p> <p>また、年3回の滞納整理強化月間に併せて、催告書に加えて差押予告書も活用し、より滞納処分に直結する納税催告を実施し、併せて夜間・休日の納税相談窓口の開設を行い、相談機会の少ない滞納者に対する納税催告・指導を行った。(発送件数:11月3,263通、2月4,413通、5月16,302通)</p> <p>さらに、徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問を実施し、納税指導を行うほか、財産調査の徹底に努め、預金差押に加えて、初めて生命保険差押に着手した結果、差押換価件数は昨年度の約1.3倍である1,519件となり、差押換価金額約1億円の滞納税を確保した。</p> <p>以上の取り組みにより、現年度分の収納率は前年度を0.09ポイント上回る90.04%となり、後期高齢者医療制度導入後、初めて90%台を確保することができた。今後も滞納者への適正な滞納処分を実施し、収納率向上に努めていく。</p>	

27年度	中間	○	<p>新規滞納者に対して、コールセンターを活用した電話催告を行い、早期の対応を行った。また、引き続き預金を中心とした財産調査を実施し、徹底した滞納処分を行っている。その結果、9月末の収納率は、現年分31.49%と前年比で0.34%上昇した。</p> <p>今後も、預金に加えて生命保険等の財産調査も行き、徹底した滞納処分を実施するとともに、コールセンターを活用した催告、夜間・休日納付相談窓口の開設、さらに徴収嘱託員の訪問指導等により、収納率向上を図っていく。</p>
	最終	◎	<p>新規滞納者に対する早期の納税指導として、引き続きコールセンターを活用した電話催告を実施した。(4,918件)</p> <p>また、年3回の滞納整理強化月間に併せて、催告書に加えて差押予告書も活用し、より滞納処分に直結する納税催告を昨年以上に実施し、併せて夜間・休日の納税相談窓口の開設を行い、相談機会の少ない滞納者に対する納税催告・指導を行った。 (発送件数:11月9,683通、2月9,294通、5月9,319通)</p> <p>さらに、徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問を実施し、納税指導を行うほか、財産調査の徹底に努め、預金差押、生命保険差押等を行い、滞納税の確保に努めた。</p> <p>平成27年9月の新システム稼働に伴い、再交付納付書、口座振替不能通知書、督促状でもコンビニでの取扱が可能になり、利便性の向上とともに、収納率のアップに繋がった。 (差押換価件数:1,221件、差押換価金額:6,900万円)</p> <p>以上の取り組みにより、現年度分の収納率は前年度を0.29ポイント上回る90.33%を確保することができた。今後も滞納者への適正な滞納処分を実施し、収納率向上に努めていく。</p>

得られた効果 [効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)

25年度	滞納処分件数が大幅に増加し、現年分の収納率は、昨年度比0.36ポイントの増となった。			
	効果額内訳	不要額		積算内訳
		必要額		積算内訳
26年度	滞納処分件数が増加し、現年分の収納率は、昨年度比0.09ポイントの増となり、90%台を確保した。			
	効果額内訳	不要額		積算内訳
		必要額		積算内訳
27年度				
	効果額内訳	不要額		積算内訳
		必要額		積算内訳

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	61	所管課	福祉部介護保険課
実施項目名	介護保険料の収納率向上			
現状	<p>現年度分の特別徴収の収納率は100%であるが、納付書等で納付する普通徴収の収納率は、平成21年度84.49%、22年度84.61%、23年度85.00%となっている。</p> <p>特別徴収、普通徴収を合わせた現年度分の収納率は、21年度98.09%、22年度98.29%、23年度98.30%となっている。</p>			
課題	<p>介護保険財政の安定運営と介護保険料の公平負担の観点から、収納率向上を図る必要がある。</p>			
具体的な取組内容	<p>①介護保険制度の周知(保険料) ②普通徴収対象者への口座振替の推進 ③滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化</p> <p>【現年度分収納率】 H25: 98.40% H26: 98.50% H27: 98.60%</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険財政の安定運営 ・介護保険料の公平負担 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護保険制度の周知(保険料)		実施	⇒	⇒
普通徴収対象者への口座振替の推進		実施	⇒	⇒
滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の関連記事を市広報6月号に掲載 ・65歳以上の被保険者へパンフレットを郵送 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者に対し、当初通知書や65歳到達者及び転入者あて文書に口座振替依頼書を同封して郵送 <p>【滞納者に対する催告の強化、滞納処分等を考慮した滞納整理の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する催告(文書・電話・訪問)の実施、滞納処分のための財産調査の実施
	最終	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の関連記事を市広報6月号に掲載 ・65歳以上の被保険者へパンフレットを郵送 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者に対し、当初通知書や65歳到達者及び転入者あて文書に口座振替依頼書を同封して郵送 <p>【滞納者に対する催告の強化、滞納処分等を考慮した滞納整理の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する催告(文書・電話・訪問)の実施 ・財産調査に基づく滞納処分 預貯金差押 8件、充当金額 1,058,300円 <p>【平成25年度現年度分収納率】 98.15%(前年度比0.06ポイント減)</p>
26年度	中間	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の関連記事を市広報6月号に掲載した。 ・65歳以上の被保険者へパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者に対し、当初通知書や65歳到達者及び転入者あて文書に口座振替依頼書を同封して郵送し、口座振替の勧奨に努めた。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月・5月・8月に滞納者に対する催告書を発送した。 ・財産調査に基づく預貯金の差押え等を実施した。 <p>差押 11件、交付要求 2件、充当金額 1,596,495円</p> <p>【平成26年9月末現年度分収納率】 46.47%(前年度同月比3.36ポイント減)</p>
	最終	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の関連記事を市広報6月号に掲載した。 ・65歳以上の被保険者へパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者に対し、当初通知書や65歳到達者及び転入者あて文書に口座振替依頼書を同封して郵送し、口座振替の勧奨に努めた。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年5回(4月・5月・8月・12月・2月)、滞納者に対する催告書を発送した。 ・財産調査に基づく預貯金の差押え等を実施した。 <p>差押 19件、交付要求 5件、充当金額 2,276,148円</p> <p>【平成26年度現年度分収納率】 98.26%(前年度比0.11ポイント増)</p>
27年度	中間	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の関連記事を市広報6月号に掲載した。 ・65歳以上の被保険者へパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者に対し、当初通知書や65歳到達者及び転入者あて文書に口座振替依頼書を同封して郵送し、口座振替の勧奨に努めた。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月・5月に滞納者に対する催告書を発送した。 ・財産調査に基づく預貯金の差押え等を実施した。 <p>差押 2件、充当金額 527,100円</p> <p>【平成27年9月末現年度分収納率】 48.73%(前年度同月比2.26ポイント増)</p>
	最終	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の関連記事を市広報6月号に掲載した。 ・65歳以上の被保険者へパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者に対し、当初通知書や65歳到達者及び転入者あて文書に口座振替依頼書を同封して郵送し、口座振替の勧奨に努めた。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年5回(4月・5月・8月・12月・2月)、滞納者に対する催告書を発送した。 ・財産調査に基づく預貯金の差押え等を実施した。 <p>差押 10件、充当金額 1,223,894円</p> <p>【平成27年度現年度分収納率】 98.29%(前年度比0.03ポイント増)</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	62	所管課	福祉部子ども課
実施項目名	保育料の収納率向上			
現状	社会・経済情勢が変化する中、夫婦共稼ぎにより生計を維持する世帯が増えるなど、認可保育所の入所児童が増加しているが、その保育料について、毎年3%程度の未納(現年分)が発生している状況にある。			
課題	認可保育所の運営経費の財源確保、保育所利用者の相応なる負担での公平性を保つため、収納率の向上を図る必要がある。			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育所長やコールセンターを活用した納付勧奨の実施 ② 児童手当支給月の納付勧奨や同意による天引きの強化 ③ 差押えなどの滞納処分の強化 ④ 納付誓約書未提出者・納付誓約不履行者を中心とした滞納整理部門への移管の強化 <p>【現年度収納率目標】 H25: 97.80% H26: 97.90% H27: 98.00%</p>			
期待される効果	・保育料の収納率の向上を図ることにより、認可保育所運営経費の財源確保と保育所利用者の公平性が保たれる。			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
・保育所長による納付勧奨の実施 コールセンターを活用した納付勧奨の実施		実施	⇒	⇒
・児童手当支給月の納付勧奨や同意による天引きの強化		実施	⇒	⇒
・滞納処分や納付誓約書未提出者・納付誓約不履行者を中心とした滞納整理部門への移管の強化		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>コールセンターを活用した納付勧奨や保育所長による保護者への催告書の手渡しを実施した。</p> <p>児童手当からの差し引きについては、4月以降新たに103名の未納者から同意を得ることができた。</p> <p>また、平成25年9月末の収納率については、前年度と比べて現年度分は0.06%下がったが、過年度分は児童手当からの差し引きなどにより3.0%上がっている。</p>	
	最終	○	<p>コールセンターに前月分の滞納者に対する入金催促を委託し早期に対応することにより、未納の長期化と習慣化を防止し、コール対象者(未納者)を減少させることができた。</p> <p>また、保育所と徴収嘱託員が滞納者に連携して対応することにより、収納率の向上を図った。</p> <p>＜平成25年度収納率＞ 現年度分 98.05% 滞納繰越分 24.06% (前年比 +7.07ポイント)</p>	
26年度	中間	○	<p>徴収員による未納者への対応の他、コールセンターを活用した納付勧奨や保育所長による保護者への催告書の手渡しを実施した。</p> <p>児童手当からの差し引きについては、4月以降新たに85名の未納者から同意を得ることができた。</p> <p>また、平成26年9月末の収納率については、前年度と比べて現年度分は0.22ポイント、過年度分も児童手当からの差し引きなどにより1.69ポイント上がっており順調に進んでいる。</p>	
	最終	○	<p>コールセンターへの委託を継続して実施し、未納の長期化と習慣化を防止し、コール対象者(未納者)を減少させることができた。</p> <p>また、保育所と徴収嘱託員で連携して対応し現年度分の収納率の向上を図るとともに、長期滞納者に対し児童手当からの天引きを推進することにより滞納繰越分の収納率の向上を図った。</p> <p>＜平成26年度収納率＞ 現年度分 98.39% (前年比 +0.34ポイント) 滞納繰越分 26.75% (前年比 +2.69ポイント)</p>	
27年度	中間	○	<p>徴収員による未納者への対応の他、コールセンターを活用した納付勧奨や保育所長による保護者への催告書の手渡しによる納付指導を引き続き実施した。</p> <p>児童手当からの差し引きについては、4月から9月末までで新たに68名の未納者から同意を得ることができた。</p> <p>また、平成27年9月末の収納率については、前年度同時期と比べて現年度分は0.43ポイント下がったものの、過年度分は児童手当からの差し引きなどにより1.74ポイント上がっている。</p>	
	最終	○	<p>コールセンターを活用して未納の初期段階で納付勧奨を行うことにより、未納の長期化や習慣化の防止に一定の効果が得られた。</p> <p>また、保育所と徴収嘱託員の連携による滞納者への納付指導や長期滞納者に対する児童手当からの差し引き推進等により、現年度分、滞納繰越分ともに収納率を向上させることができた。</p> <p>＜平成27年度収納率＞ 現年度分 98.70% (前年比 +0.31ポイント) 滞納繰越分 29.11% (前年比 +2.36ポイント)</p>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	63	所管課	建設部用地管理課
実施項目名	道路占用物件の適正化			
現状	<p>平成17年度に実態調査を行い道路占用物件の適正化指導に取り組んできた結果、指導区域での適合物件の申請指導や不法物の撤去・是正について改善が見られている。</p> <p>しかしながら、住民や業者の道路占用に関する理解不足により、新たな不法占用物件や未申請物件も見うけられている。</p>			
課題	<p>道路占用の適正化を推進し、安心・安全な道路空間を確保するとともに、快適な道路空間づくりを図るため、従来の指導の強化を図るとともに警察等関係機関と連携しながら、今後は啓発活動にもさらに力を入れる必要がある。</p>			
具体的な取組内容	<p>①適合物件の占有者に対する道路占用許可申請書の提出依頼又は撤去指導 ②不適合及び不法物件の不法占有者に対する撤去を含む適正化指導 ③不適合及び不法物件を未然に防ぐための啓発活動</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・道路通行者の安全性の確保、快適な道路空間の確保 ・道路占用物件の管理者による安全管理確保(占有に対する意識づけ) ・道路占用料による収入の増益 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
適合物件の占有者に対する道路占用許可申請書の提出依頼又は撤去指導		実施	⇒	⇒
不適合及び不法物件の不法占有者に対する撤去を含む適正化指導		実施	⇒	⇒
不適合及び不法物件を未然に防ぐための啓発活動			実施	⇒
備考 (用語の説明)	<p>適合物件 : 道路占用許可基準を満たしているが、申請されていない物件 不適合物件 : 道路占用許可基準を満たしていない物件 不法物件 : 不法に道路を占有している物件</p>			

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	①適合物件については、平成24年度末現在、適合する未申請物件の残りが218件である。この218件の16.0%の35件を平成25年度目標としているが、9月末で34件が是正されており、目標の97%を達成している。 ②不適合及び不法物件については、平成24年度末現在、不適合及び不法物件の残りが2,453件である。この2,453件の8.9%の220件を平成25年度目標としているが、9月末で109件が是正されており、目標の49.5%を達成している。
	最終	○	①適合物件については、218件中の35件を平成25年度目標としてきたが、実績として55件が是正された。 ②不適合及び不法物件については、2,453件の内220件の是正目標としてきたが、実績として235件が是正された。(114件の改善、121件の不法占用物撤去)
26年度	中間	○	①適合物件については、年間30件目標として、申請指導を行っている。 ②不適合及び不法物件については、日常の是正(改善又は撤去)指導に加え、宮崎北警察署と連携して、中心市街地における占用物一斉是正指導(H27.7.15)、歓楽街の置き看板等の是正指導(H26.9.26)を行った。 ③啓発活動については、宮崎市を管轄する各警察署や交通安全協会にパンフレットを配布し、道路占用制度の啓発及び協力をお願いした。また、宮崎市建築指導課に建築確認申請時(商店や事業所など)のパンフレット配布協力依頼を行った。市広報8月号にて一般住民への啓発を行った。
	最終	○	①適合物件については、249件中の30件を平成26年度目標としてきたが、実績として37件が是正された。(24件の申請、13件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,496件の内200件の是正目標としてきたが、実績として253件が是正された。(136件の改善、117件の不法占用物撤去)
27年度	中間	○	①適合物件については、年間30件目標として、申請指導を行っている。 ②不適合及び不法物件については、日常の是正(改善又は撤去)指導に加え、宮崎北警察署と連携して、中心市街地における占用物一斉是正指導(H27.8.15)を行い、1月(H28.1.22)にも予定している。 ③啓発活動については、屋外広告看板設置業者等約100社にパンフレットを配布し、道路占用制度の啓発及び協力をお願いした。また、建築指導課から建築確認申請の情報提供を受け、看板設置予定の建築主等に看板申請等の周知を行った。また、市広報8月号にて一般住民への啓発を行った。
	最終	○	①適合物件については、239件中の30件を平成26年度目標としてきたが、実績として75件が是正された。(55件の申請、20件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,340件の内200件の是正目標としてきたが、実績として246件が是正された。(119件の改善、127件の不法占用物撤去)

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度	・道路占用制度について概ね理解され、安全な道路空間及び道路景観に対する意識の向上が図られている。[効果額 1,156千円]				
		効果額内訳	不要額	1,156 千円	積算内訳	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料
		1,156 千円	必要額	0 千円	積算内訳	
	26年度	・道路占用制度について概ね理解され、安全な道路空間及び道路景観に対する意識の向上が図られている。[効果額 1,188千円]				
		効果額内訳	不要額	1,188 千円	積算内訳	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料
		1,188 千円	必要額	0 千円	積算内訳	
27年度	・道路占用制度について概ね理解され、安全な道路空間及び道路景観に対する意識の向上が図られている。[効果額 1,290千円]					
	効果額内訳	不要額	1,290 千円	積算内訳	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料	
	1,290 千円	必要額	0 千円	積算内訳		

実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度
占用申請促進件数	218 件	249 件	235 件
不適合・不法物件の是正指導件数	2,453 件	2,496 件	2,340件

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営																	
	中	2	健全財政の確立																	
	小	14	実効ある歳入確保																	
	No.	64	所管課	建設部住宅課																
実施項目名	市営住宅家賃等の収納確保																			
現状	平成23年度の収納率は、家賃 86.66% (現年 98.69%, 滞納繰越13.84%), 駐車場使用料 95.89% (現年 98.84%, 滞繰 20.38%) であり、特に過年度分を確保することが困難になっている。退去修繕料は20.15% (現年 44.35%, 滞繰 9.98%) となっており、退去者の滞納整理及び現状復旧費用について、納付困難な事案が多く収納率が低い。																			
課題	コールセンターによる納付呼び掛けや厳格な法的措置により収納率は向上しているが、約1億8千万円の滞納がある。市営住宅の老朽化等による入居率の低下とともに、建物減価に伴う家賃下落により家賃調定額が減少しているため、家賃等の収納額が伸び悩んでいる。退去滞納者は、退去後の居所の把握困難な状況のため、十分な滞納整理が行えていない。																			
具体的な取組内容	<p>① 初期滞納者に対するコールセンターを活用した納付呼び掛けの実施。 ② 長期高額滞納者に対する厳格な法的措置の実施。 ③ 退去滞納者に対する民間事業者(債権回収会社)を活用した納付呼び掛けの実施。 (平成24年度新規事業:債権回収会社を活用した収納率向上対策) 滞納整理事務処理要綱(24年度伺定)に基づき、体系的な滞納整理を実施するとともに、今後、債権管理条例に基づいた長期不納債権の整理を実施する。</p> <p>【目標収納率】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成25年度</th> <th style="text-align: center;">平成26年度</th> <th style="text-align: center;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○住宅家賃(全体)</td> <td style="text-align: center;">88.0%</td> <td style="text-align: center;">89.0%</td> <td style="text-align: center;">90.0%</td> </tr> <tr> <td>○駐車場使用料(全体)</td> <td style="text-align: center;">97.5%</td> <td style="text-align: center;">98.0%</td> <td style="text-align: center;">98.5%</td> </tr> <tr> <td>○退去修繕費(全体)</td> <td style="text-align: center;">25.0%</td> <td style="text-align: center;">30.0%</td> <td style="text-align: center;">35.0%</td> </tr> </tbody> </table>					平成25年度	平成26年度	平成27年度	○住宅家賃(全体)	88.0%	89.0%	90.0%	○駐車場使用料(全体)	97.5%	98.0%	98.5%	○退去修繕費(全体)	25.0%	30.0%	35.0%
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																	
○住宅家賃(全体)	88.0%	89.0%	90.0%																	
○駐車場使用料(全体)	97.5%	98.0%	98.5%																	
○退去修繕費(全体)	25.0%	30.0%	35.0%																	
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅家賃等収納率の向上 ・滞納者と新規入居者の入れ替えに伴う、家賃等収納の確保 ・回収可能債権と回収不能債権の仕分を行うことにより、集中的な滞納整理が可能 																			
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度																	
初期滞納者に対するコールセンターからの納付呼び掛け実施	実施	⇒	⇒																	
長期高額滞納者に対する厳格な法的措置の実施	実施	⇒	⇒																	
退去滞納者に対する民間事業者を活用した納付呼び掛けの実施	実施	⇒	⇒																	
備考 (用語の説明)																				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>9月末時点の収納率 住宅使用料 42.60%(0.52ポイント増) 駐車場使用料 46.74%(0.39ポイント増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期滞納者に対して、コールセンターから電話催告を実施した。 ・3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。 ・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて特別催告を実施した。 ・退去滞納者に対して、債権回収会社を活用した催告を実施した。
	最終	◎	<p>5月末時点の収納率 住宅使用料 88.96%(0.83ポイント増)滞納繰越含む。 滞納繰越を含まないH25収納率実績は99.42% 駐車場使用料 96.18%(0.08ポイント減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期滞納者に対して、コールセンターから電話催告を実施した。 ・3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。 ・法的措置として、2件の即決和解を行った。 ・退去滞納者に対して、債権回収会社を活用した催告を実施した。
26年度	中間	○	<p>9月末時点の収納率 住宅使用料 42.78%(0.18ポイント増) 駐車場使用料 46.72%(0.02ポイント減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期滞納者に対して、コールセンターから電話催告を実施した。 ・3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。 ・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて特別催告・最終催告を実施した。 ・退去滞納者に対して、債権回収会社を活用した催告を実施した。
	最終	◎	<p>5月末時点の収納率 住宅使用料 89.82%(0.86ポイント増)滞納繰越含む。 滞納繰越を含まないH26収納率実績は99.55% 駐車場使用料 96.36%(0.18ポイント増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期滞納者に対して、コールセンターから電話催告を実施した。 ・3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。 ・法的措置として、明渡訴訟4件、強制執行申立4件及び債権差押申立4件を行った。 ・退去滞納者に対して、債権回収会社を活用した催告を実施した。
27年度	中間	○	<p>9月末時点の収納率 住宅使用料 43.46%(0.68ポイント増) 駐車場使用料 46.81%(0.09ポイント増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。 ・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて最終催告を実施した。 ・退去滞納者に対して、債権回収会社を活用した催告を実施した。
	最終	○	<p>住宅使用料 90.51%(0.69ポイント増)滞納繰越含む。 滞納繰越を含まないH27収納率実績は99.28% 駐車場使用料 96.53%(0.17ポイント増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。 ・法的措置として、明渡訴訟5件、支払督促申立2件(相手方の異議申立てにより、通常訴訟へ移行)、不動産明渡に係る強制執行3件、債権差押に係る強制執行3件を行った。 ・退去滞納者に対して、債権回収会社を活用した催告を実施した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	65	所管課	管理部料金課
実施項目名	上下水道料金等の収納率向上			
現状	料金センターを開設し委託業者による休日、夜間徴収及び給水停止の強化などにより、上下水道料金等の収納率の向上に努めているが、景気停滞の長期化等から、料金等の収納率低下や滞納繰越額の増加が懸念される。			
課題	上下水道財政の健全化及び応分の負担の公平化を確保するため、滞納整理を図ることも含めて、徹底した収納率向上が求められる。			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①上下水道料金センター受託者の滞納整理業務の進行管理と指導監督 ②高額滞納者との接触率を高め、納付誓約書及び納付履行指導 ③必要に応じた滞納処分の実施 <p>【水道料金】(現年度) H25年度： 89.75% H26年度： 89.81% H27年度： 89.88%</p> <p>【下水道使用料】(現年度) H25年度： 89.31% H26年度： 89.48% H27年度： 89.64%</p>			
期待される効果	・上下水道財政の健全化及び負担の公平化			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
上下水道料金センター受託者の滞納整理業務の進行管理と指導監督(通年)		実施	⇒	⇒
高額滞納者に対する納付誓約書及び納付履行指導(随時)		実施	⇒	⇒
必要に応じた滞納処分の実施(随時)		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	◎	料金センター受託者に対し、高額・長期滞納については、営業時間などのメリットを活かした臨戸訪問による納付相談を行うなど、継続的かつ計画的な納付催告を行うよう指導している。
	最終	◎	目標収納率 水道料金 89.75%、下水道使用料 89.31% 実施収納率 水道料金 90.15%、下水道使用料 89.56% 料金センターのメリットを活かして戸別訪問や電話催告による納付相談を行うなど、継続的かつ計画的な納付催告を行った結果、水道料金、下水道使用料とも目標とする収納率を達成することができた。 今後も着実な納付がなされるよう、委託業者の滞納整理業務の進行管理と指導監督を徹底していく。
26年度	中間	◎	現年度分の水道料金、下水道使用料とも昨年同時期の収納率を(水道料金0.65ポイント、下水道使用料0.30ポイント)上回っている。 ・25年9月30日現在収納率 水道料金77.33%、下水道使用料76.71% ・26年9月30日現在収納率 水道料金77.98%、下水道使用料77.01% 料金センター受託者に対し、高額・長期滞納者については、営業時間などのメリットを活かした戸別訪問や電話による納付相談を行うなど、継続的に滞納整理を行うよう指導している。引き続き年末及び年度末に向けて、不納欠損率の低下を図るため時効完成直前や徴収が困難な料金の滞納整理を指導する。
	最終	◎	目標収納率 水道料金 89.81%、下水道使用料 89.48% 実施収納率 水道料金 90.26%、下水道使用料 89.53% 料金センターのメリットを活かして戸別訪問や電話催告による納付相談を行うなど、継続的かつ計画的な納付催告を行った結果、水道料金、下水道使用料とも目標とする収納率を達成することができた。また、不納欠損率の低下を図るため時効完成直前や徴収が困難な料金の滞納整理も行った。 今後も着実な納付がなされるよう、委託業者の滞納整理業務の進行管理と指導監督を徹底していく。
27年度	中間	◎	現年度分の水道料金、下水道使用料とも昨年同時期の収納率を(水道料金0.27ポイント、下水道使用料0.15ポイント)上回っている。 ・26年9月30日現在収納率 水道料金77.98%、下水道使用料77.01% ・27年9月30日現在収納率 水道料金78.25%、下水道使用料77.16% 滞納期数の少ない使用者に対しても戸別訪問や電話による納付指導を行い、初期の段階から滞納者の減少を目指した滞納整理を行う。高額・長期滞納者に対しては納付誓約書の締結や給水停止、滞納処分に向けて財産調査等を実施する。
	最終		目標収納率 水道料金 89.88%、下水道使用料 89.64% 実施収納率 水道料金 90.19%、下水道使用料 89.53% 料金センターのメリットを活かして戸別訪問や電話催告による納付相談を行うなど、滞納期数の少ない初期の段階から滞納者の減少を目指した滞納整理を行った。高額・長期滞納者に対しては納付誓約書の締結や給水停止を実施した。 水道料金については目標収納率を達成することができた。下水道使用料については目標収納率は達成できなかったが、前年度の収納率を維持することができた。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	66	所管課	環境部環境保全課
実施項目名	太陽光発電を利用した市有施設の有効活用			
現状	本市は、環境基本計画の中で、太陽光、風力、水力、バイオマスなどのクリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりを進めることを長期的目標としており、その具体的な施策として、太陽光発電システムの普及促進を図るための助成事業や本庁舎等市有施設の屋上に太陽光発電設備を設置するなど導入の促進を図っている。			
課題	クリーンエネルギーの利用促進を図るため、本市としても、事業として取り組むことができないか関係課で検討を進めているが、設備費に多額の費用を要することが課題となっている。			
具体的な取組内容	<p>市有施設の屋根を電気事業者の有償で貸し出し、事業者が設備投資をして電気事業を行うことで、クリーンエネルギーの利用促進を図る。</p> <p>① 貸し出し可能な市有施設の屋根を調査、選定。 ② 対象となる屋根を有償で借り受けて発電事業を実施する事業者を公募。 ※ 貸出の条件として、災害時や電力需給のひっ迫による停電時に市有施設に電気を供給することも検討している。</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の有償貸し出しによる使用料収入の確保 ・災害時や電力需給のひっ迫による停電時の一定規模の電力確保 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業者の公募		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>【市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業者の公募】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要項の公表 ・事業者説明会・現地確認の実施、応募事業者の受付 ・選定委員会(2回)の実施。事業者決定。 ・事業者、施設管理者との施工に向けた協議。 	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、施設管理者との施行に向けた協議 ・協定締結(2事業者のうち、1事業者のみ。) ・6施設中、1施設(生目の杜運動公園体育館)が着工<3月下旬>。 	
26年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> ・6施設のうち、生目の杜運動公園体育館の工事完了。また、恒久小学校への設置工事開始。 ・6施設のうち、残り4施設は選定事業者が事業を辞退。 <p>※九州電力が、再生可能エネルギーの系統接続申込に対する回答保留を9月下旬に発表したため、9月末の時点で、売電開始に至っていない。</p>	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事が完了している生目の杜運動公園体育館(H26年8月完成)、恒久小学校(H26年10月完成)について、H27年3月末の時点で、九州電力との系統接続(売電開始)ができていない。 ・国の固定価格買取制度の見直し等による買取価格の低下や出力制御の対象範囲の拡大、また、九州電力との系統接続に必要な送電線増強工事等の工事負担金の発生や太陽光発電設備設置から系統接続までに期間を要するなど、事業収益が見通せない状況のなかで、今後新たに設置事業者を募集することは困難である。 	
27年度	中間	△		
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公募を行ったが、事業収益が見通せない状況で応募者がなかった。 ・2施設のうち、恒久小学校が系統接続完了した。 	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度	使用料の算定は売電期間で設定しているが、着工が3月に遅れたため、売電開始は平成26年6月中旬ごろの予定となった。よって現在のところ使用料の収入はない。				
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
		必要額		積算内訳		
	26年度	使用料の算定は売電期間で設定しているが、9月末時点で売電開始に至っていないため、現在のところ使用料の収入はない。				
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
		必要額		積算内訳		
27年度	災害時などの非常時における施設機能強化の面で効果がある。					
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	2	健全財政の確立	
	小	14	実効ある歳入確保	
	No.	84	所管課	下水道部下水道施設課
実施項目名	再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を利用した消化ガス発電と売電による再生可能エネルギーの有効活用			
現状	<p>宮崎処理場では、平成6年から消化ガス発電を行っている。発電した電力は全て場内で消費しており、年間消費電力の約23%に相当する電力購入削減に寄与している。しかし、未利用の消化ガスが全ガス量の約20%あり、これを発電に有効活用する余地がある。</p> <p>また、既存の消化ガス発電機は標準耐用年数の15年を超過しており、老朽化に伴う年間維持管理費が高額となっている。</p>			
課題	<p>未利用の消化ガスを利用するためには、機器更新による発電能力の向上が必要であるが、高額な更新費用が懸念される。このため、民間資本と技術力を活用し財政負担を軽減できる方策の導入が必要である。</p> <p>また、長期間にわたる安定した売電収入を得るため、FIT制度を利用した売電の認定を受けることが必要。</p>			
具体的な取組内容	<p>①FIT制度を利用した売電についてPFI事業としての可能性調査を行う。</p> <p>②最も有利な事業方針に基づき、事業者を公募選定する。</p> <p>③長期にわたる経済効果などの具体的な検討を行う。</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な試算により、最も財政負担の少ない事業方針を採用できる。 ・FIT制度利用により、20年間にわたり安定した消化ガスの売却による収入が見込める。 ・消化ガス利用率が最大になり、再生可能エネルギーの有効活用が向上する。 			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
FIT制度を利用した売電についてPFI事業としての可能性調査		準備・検討		
最も有利な事業方針に基づく事業者公募選定及び経済効果などの具体的な検討		準備・実施		
実施設計・工事発注			契約・実施	運転開始
備考 (用語の説明)	<p>FIT・・・太陽光、バイオマスなどを用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定期間電気事業者にも買取を義務付けるもの。平成24年7月1日にスタートし、経済産業省が所管。</p> <p>PFI・・・公共施設の維持管理などを民間の資金や技術を活用して行う手法。</p>			

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	△	FIT制度を利用して下水道事業者自らが売電を行う場合は、PFI制度を利用しても、発電に関する既存の設備（消化槽など）で必要な電力を差し引いた残りの電力しか売電できないことが明らかになった。この結果、PFI方式でのVFMIは、従来の補助事業で更新する場合よりも劣る試算になったため、PFIでのFIT制度利用は断念することとなった。しかし、民間事業者が発電機を処理場内の用地を借用して自ら設置、運営する場合は、FIT制度を利用して全量売電できることが明らかになったため、この方針で検討する。
	最終	○	先に決定した方針は収益施設併設型PPP事業に分類される。市は処理場内の敷地の一部を貸付け、発電機を設置する事業者が消化ガス売却する。発電機は民間事業者の資産であり続けるため、市は必要となるはずだった高額な更新費用を一切支出することなく消化ガスの最大有効利用とFIT制度を利用した全量売電を実現できることとなった。20年間に亘り、借地料金とガス売却料金について収入を見込める。さらには、資産を持たないため、20年間の維持管理費も必要なくなる。
26年度	中間	○	平成26年4月8日に正式に20年間の事業契約を取り交わした。平成27年4月1日からの運転開始を予定しており、設計協議をすすめている。
	最終	◎	平成26年11月7日から工事を開始した。平成27年3月17日に発電開始式を行った。平成27年4月1日から予定どおりに運転を開始した。
27年度	中間		
	最終		

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)―必要額(取組みに要した額)				
25年度	(生み出された額:特になし)―(委託費)					
	効果額内訳	不要額	0千円	積算内訳	特になし	
	-8,295千円	必要額	8,295千円	積算内訳	・委託費8,295	
26年度	(補助事業として更新を予定していた設計額・工事額+借地料収入)―(事業で必要な額:特になし)					
	効果額内訳	不要額	647,883千円	積算内訳	・工事634,518 ・設計13,104 ・借地261	
	647,883千円	必要額	0千円	積算内訳	特になし	
27年度	(不要になった維持管理費+ガス売却収入+借地料収入)―(電力購入増加分の電気料金) ※平成26年度現在、平成47年3月31日までの20年間毎年、同額の効果が見込める。					
	効果額内訳	不要額	53,857千円	積算内訳	・維持管理34,673 ・ガス売却18,923 ・借地261	
	33,470千円	必要額	20,387千円	積算内訳	・電力購入20,387	